

平成30年6月15日（金）

## 平成30年第6回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島  
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと  
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、3番：野崎達男委員、4番：玉元正助委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉氏を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを  
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説  
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から7番は、議案書9ページから15ページの調査書のとおり、農  
地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、市営上野第1団地の南側1kmに位置し、土地改良整備区で譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**川満委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、城辺庁舎の北側600mに位置し、譲受人は、機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム北側のOTS レンタカー隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員**：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮積集落の西側500mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

**新城推進委員**：

受付番号5番の説明をいたします。久松小学校の南側200mに位置し、整備事業区で譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員をお願いいたします。

**前里推進委員**：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、与那覇集落から前浜ビーチ向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、上野中学校グラウンド南側250㎡に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地管理です。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、5件でございます。受付番号8番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号8番から12番までは、議案書16ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：**ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

**野崎委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、上区公民館に隣接し、整備事業地区で譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、城辺海宝館の西側200㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮積集落の西側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、与那覇湾から久松集落向けに位置し、譲受人は認定農業者で野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、棚根集落から入江集落向けに位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号8番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、6件でございます。受付番号13番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番から18番は、議案書21ページから26ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号13番から18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

**議 長**：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**下地事務局**：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、13件でございます。  
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、青潮園の西側200㎡に位置し、  
譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員  
をお願いいたします。

**宮平推進委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、青潮園の南側300㎡に位置し、  
譲受人は、サトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所はヤマダ電機の裏側に位置し、譲受人は  
サトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員  
をお願いいたします。

**渡真利推進委員**：

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地方向向けと  
松原集落から川満集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培  
農家です。

**議 長**：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願  
いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、城辺小学校から砂川集落向け600mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長間公民館の南側200mに位置し、譲受人は夫と一緒に野菜とサトウキビ栽培農家です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、西城保育所の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は、仲原集落に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号10番と12番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

**前里推進委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は、JTAドームの東側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号11番と12番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の西側に位置し、譲受人はカボチャ等の野菜栽培農家です。

**議長：**次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**下地事務局：**

受付番号13番の説明については、参考資料等を参照して下さい。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題としますが、15番・仲里長造委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。

《 15番委員退室 》

議 長：それでは、再開いたします。改めまして事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西東公民館の北側300㎡に位置し、譲受人は、サトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

**與那覇推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西辺集落から狩俣集落向けに位置し、土地改良区で譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、北市営住宅から北側200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**官平推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、松原墓地公園の東側1kmに位置し、譲受人はビニールハウス建設してニガウリ等の野菜栽培農家です。

**議長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、徳州会病院から松原公民館向けに位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、JA 上野給油所から宮國集落向けに位置し、譲受人は野菜専門農家です。

**議長**：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

**仲地推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、伊良部製糖工場から東北700mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。では、15番委員の入室・着席を認めます。

《 15番委員入室・着席 》

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、3番委員

野崎委員：

配分計画に関する名義等はどうなっていますか。

下地事務局：

名義は変更しないで貸付です。

**喜屋武委員：**

名義人は死亡しているが、相続人全員から許可を取るのか。

**下地事務局：**

相続人については、名義人の妻が相続人全員の手続き許可を取っての貸付となっています。

**議 長：**ほかに質疑ありませんでしょうか

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：**休憩します。

**議 長：**次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**知花事務局：**

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：**ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

現地調査の報告をいたします。日程として、平成30年6月7日（木）に調査員16番・砂川明寛委員、芳山会長、富永主任、事務局の知花次長、砂川係長、上原主任の7名で行いました。午前9時30分から40分まで資料内容調整会議、9時40分から午後3時30分まで4条申請2件、5条申請14件、非農地申請3件、合計19件の現地調査を行い、午後3時30分から4時まで事務局にて調査内容調整会議を行った結果特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、成川公民館の西側50mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、1団農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松の松田整形外科の東側に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、14件でございます。受付番号1番から14番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から14番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古総合グラウンド南側50<sup>メートル</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

**長濱委員：**

譲受人から毎月のように申請書が提出されていますが、これまでも何件の申請で何件許可されているのか。また、許可された申請に関して工事等は着工されているのか。県から未着工があるため保留との申請ですが、宮古島市においても県同様な保留にした方が良いと思います。

**知花事務局：**

これまで許可された申請場所の着工確認等を行って、譲受人には着工確認申請書を提出させてから再申請させますので、今回はこの件に関しては保留とします。

**議 長：**次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、徳州会病院駐車場西側130㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、相当数の街区を形成している区域の農地と判断しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄本部資材店の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野・墓地に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、来間島の市営住宅に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、相当数の街区を形成している区域の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、狩俣購買店の北側100㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、鏡原幼稚園南側130㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、街区に占める宅地の割合が4割を超える農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番と8番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番と8番の説明をいたします。場所は、うむやす診療所に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等に連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番と8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港の西側800メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、沖縄銀行職員住宅北側100メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番と12番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、砂山ビーチ駐車場の西側一帯に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地  
その他、原野・宅地等に囲まれた農地と判断しました。

受付番号12番の説明をいたします。場所は、砂山ビーチ駐車場の東側一帯に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地  
その他、原野・宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番と12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号13番の説明をいたします。場所は、創価学会宮古文化会館の南側80㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

**長濱委員：**

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の差し替え申請については、申請書が提出されてから再申請するべきで、今回は保留としてほしいです。

**知花事務局：**

はい、新しく申請書が提出されてから再申請させますので、今回は保留といたします。

**議長：**受付番号13番については、書類不足であるため今回は保留とします。

**議長：**次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所は、博愛ビーチの東側120㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・商業施設・原野等に囲まれた農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびの説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、松原団地に隣接し、申請地は岩盤で原野状態で農地としては利用困難な農地と確認し、非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、OK モーターズ東側に位置し、雑木等が生い茂って農地としての利用が困難であることを確認し、非農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの東側400㎡に位置し、申請地は原野状態で使用困難なため非農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成30年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年6月15日（金）

会 長 芳 山 辰 巳  
3 番 委 員 野 崎 達 男  
4 番 委 員 玉 元 正 助



